

令和3年11月17日

インボイス制度解説 I

(令和4年1月施行 改正電子帳簿保存法ほか
～ほとんどの事業者で社内規定の整備が必須～

JIT経営本社力養成スクール第3回

岸田賢次税理士事務所
名古屋学院大学名誉教授
所長 税理士 岸田賢次

令和3年度電子帳簿保存法の改正概要

令和3年度税制改正大綱

申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者が行う当該電磁的記録の出力書面等の保存をもって当該電磁的記録に代えることができる措置は、廃止する

事前承認制度が廃止された(大綱を受けると事前承認は矛盾する)

電帳法第4条で規定される国税関係帳簿書類の保存方法の特例の適用に当たり、事前の所轄税務署長の承認の要件を廃止し、一定の要件の下、国税関係帳簿書類に係る電磁的記録を保存する

国税関連帳簿の法的要件を緩和した

優良電子帳簿システムにより国税関係帳簿の作成・保存する場合、事前届け出により、事後の税務調査において当該帳簿の記載事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税を5%減免するほか一般電子帳簿の電磁的記録の保存を容認

国税関係書類のスキャナ保存の要件を緩和した

- ・訂正又は削除の履歴が残るシステムで保存される場合のタイムスタンプ付与を不要とする
- ・重要な書類の入力期限を「業務サイクル後速やかに入力する」期限に統一
- ・適正事務処理要件を廃止
- ・検索項目を「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3項目に限定

納税者の意思にかかわらず、受領し又は交付する電子取引データは保存しなくてはならない

電子取引データの厳格な保存が必要になった(法的書類として紙での保存が認められない)

- ・検索項目を「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3項目に限定

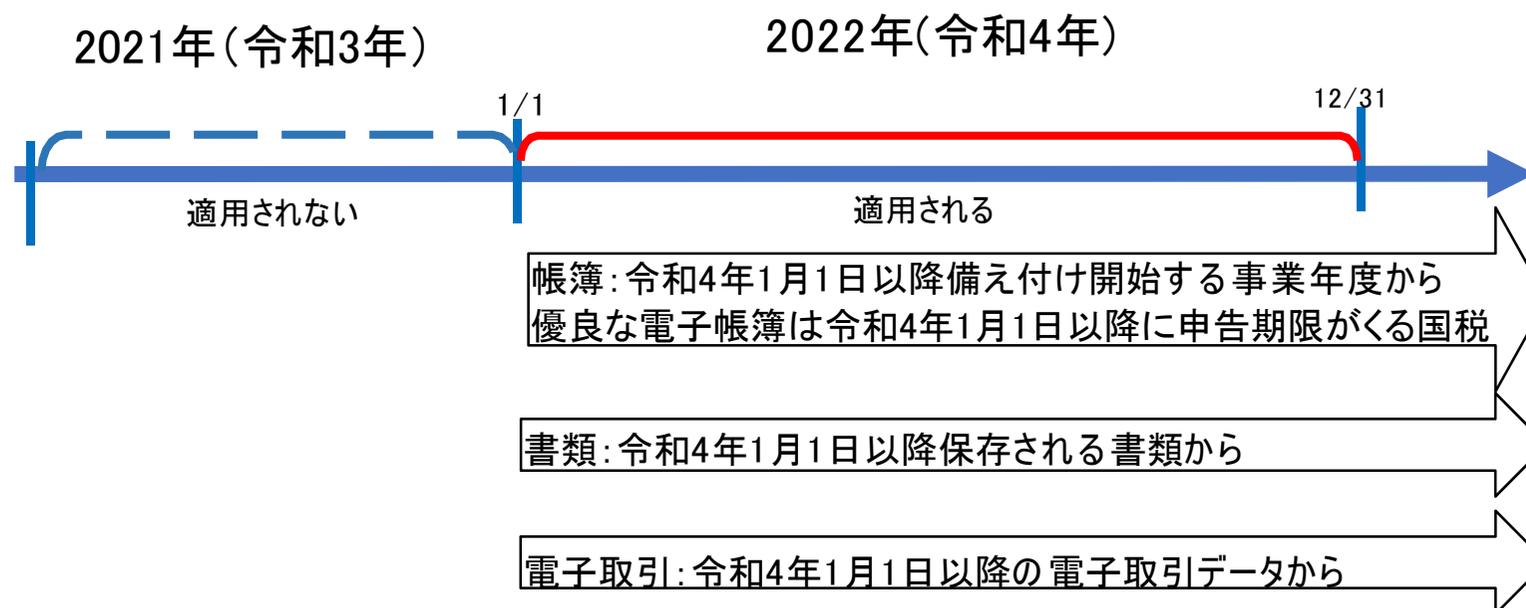
法令の厳格な執行と罰則の強化がはかられた

- ・国税関係帳簿書類及び電子取引データについて、電帳法の要件に従った保存がされていない場合には、税法上保存義務がある帳簿書類として取り扱わない
- ・スキャナ保存及び電子取引データの改ざん等により不正計算がされている場合の重加算税を10%加重に賦課

令和3年電子帳簿保存法の改正法令の適用時期

国税関係帳簿書類及び電子取引にかかる電磁的記録の保存に関する改正

- ①帳簿データ: 令和4年1月1日以降開始する事業年度から適用
- ②書類データ及びスキャナ保存: 令和4年1月1日以後保存を行う国税関係書類から適用
- ③電子取引データ: 令和4年1月1日以後の電子取引から適用



電子取引の範囲(電帳法 法2条第5号)

(電子取引の範囲)

2-2 法第2条第5号((電子取引の意義))に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わず全て該当するのであるから、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。

- (1) いわゆるEDI取引
- (2) インターネット等による取引
- (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む。)
- (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

電子帳簿保存法取扱通達解説(趣旨説明)より引用

通信環境が多様化しているが、すべてのものが含まれる。(1)(2)(3)(4)は、あくまでも例示に過ぎない。例えばインターネットバンキングは、画面で振込日時、振込先、金額が表示されていればEDI取引となる

電子取引の例示と原本保管(注意)

問4 当社は以下のような方法により仕入や経費の精算を行っていますが、データを保存しておけば出力した書面等の保存は必要ありませんか。

- (1) 電子メールにより請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)を受領
- (2) インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)又はホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
- (3) 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- (4) クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- (5) 特定の取引に係るEDIシステムを利用
- (6) ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
- (7) 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

【回答】(1)~(7)のいずれも「電子取引」(法25)に該当すると考えられますので、所定の方法により取引情報(請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報)に係るデータを保存しなければなりません(令和3年度の税制改正前はそのデータを出力した書面等により保存することも認められていましたが、改正後は、当該出力した書面等の保存措置が廃止され、当該出力した書面等は、保存書類(国税関係書類以外の書類)として取り扱わないこととされました。

ホ 取引慣行や社内のルール等により、データとは別に書面の請求書や領収書等を原本として受領している場合は、その原本(書面)も保存する必要があります。

「最終的に紙資料が来るので、電子取引ではない」とはならないようです。

取引の見積もりを電子的に行っている場合

電子取引なので、電子データの保存が必要となる

電子的に合い見積もりを行っているときは、そのすべてを保存する必要がある

従業員が立替払いをした場合

問8 従業員が会社の経費等を立て替えた場合において、その従業員が支払先から領収書を電子データで受領した行為は、会社としての電子取引に該当しますか。該当するとした場合には、どのように保存すればよいのでしょうか。

【回答】従業員が支払先から電子データにより領収書を受領する行為についても、その行為が会社の行為として行われる場合には、会社としての電子取引に該当します。そのため、この電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、従業員から集約し、会社として取りまとめて保存し、管理することが望ましいですが、一定の間、従業員のパソコンやスマートフォン等に保存しておきつつ、会社としても日付、金額、取引先の検索条件に紐づく形でその保存状況を管理しておくことも認められます。なお、この場合においても、規則第4条第1項各号に掲げる措置を行うとともに、税務調査の際には、その従業員が保存する電磁的記録について、税務職員の求めに応じて提出する等の対応ができるような体制を整えておく必要があります。電子データを検索して表示するときは、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるように管理しておく必要があります。

ネット取引のポイントが稼げるからということで、役員が立替払いをしていた時、ポイントの取り扱いは・・・

請求書等保存ソフトを持っていない

問12 妻と2人で事業を営んでいる個人事業主です。取引の相手方から電子メールにPDFの請求書が添付されて送付されてきました。一般的なパソコンを使用しており、プリンタも持っていますが、特別な請求書等保存ソフトは使用していません。どのように保存しておけばよいですか。

【回答】例えば、以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります。

1 請求書データ(PDF)のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。例) 2022年(令和4年)10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書 ⇒

「20221031_(株)国税商事_110,000」

2 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。

3 個人事業者用の規程を作成し備え付ける。

※ 税務調査の際に、税務職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

※ 判定期間に係る基準期間(通常は2年前です。)の売上高が1,000万円以下であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記1の設定は不要です。

ファクシミリの取り扱い

(ファクシミリの取扱いについて)

7-8 ファクシミリを使用して取引に関する情報をやり取りする場合については、一般的に、送信側においては書面を読み取ることにより送信し、受信側においては受信した電磁的記録について書面で出力することにより、確認、保存することを前提としているものであることから、この場合においては、書面による取引があったものとして取り扱うが、複合機等のファクシミリ機能を用いて、電磁的記録により送受信し、当該電磁的記録を保存する場合については、法第2条第5号に規定する電子取引に該当することから、規則第4条に規定する要件に従って当該電磁的記録の保存が必要となることに留意する。

電子取引データ(EDIほか:電帳法2条6号)の厳格な保存

従前

第十条 所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（中略）を保存する場合は、この限りでない。

令和3年度の改正事項

第七条 所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

改正留意事項

令和4年1月1日以降の電子取引データを紙出力により保存することは不可

⇒電帳法の要件に従ったデータ保存が必要

メール・インターネット、WEB発行請求書、ペーパーレス化されたFAX等で請求書等を受信することも電子取引に該当するので、保存要件を満たさないことによって、税務調査時に適正に書類が保存されていないと判断された場合には、青色申告の取消等の恐れもあるため注意が必要

タイムスタンプの付与期限を緩和

⇒電子取引データを保存する場合の措置の一つであるタイムスタンプの付与期限

「遅滞なく」を「約2カ月以内」とする

検索項目の緩和

①「取引年月日」「取引金額」「取引先名称」の3項目に限定

②調査時に電子取引データをダウンロードすることを認める場合は検索機能は不要

電子取引データの保存義務【電子取引に係る電磁的記録の保存要件】

法10条に規定する保存義務者は、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を、

- ①保存すべき場所に、
- ②保存すべきこととなる 期間、
- ③規則第8条第1項第1号(タイムスタンプ・保存担当者情報)又は第2号(訂正削除防止の規程)の措置を行い、
- ④法第3条第1項第4号(見読性)及び第5項第5号において準用する同条第1項第3号イ(電子計算機処理システムの概要等)及び第5号(検索機能の確保)に掲げる要件に従って保存しなければならない。(電帳法施行規則第8条第1項)

①保存場所	データの送信側の納税地 及び データの受信側の納税地 納税地で出力できればクラウドでもOK
②保存期間	7年間(法人税施行規則第59条)
③措置	以下のいずれかの措置を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ①送信者側のタイムスタンプ付データを送信・受信者側は検証機能 ②取引情報の授受後、タイムスタンプを付与・保存担当者情報を確認できるよう措置 →タイムスタンプの付与期限は約2か月以内 ③訂正削除できない(又は訂正削除履歴が保存)システムでデータを授受及び保存 ④正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を備付け・運用 メールなどタイムスタンプを押せないデータもあり、社内規定で適正保存を担保する
④保存要件	関係書類の備付け : システムの概要・操作マニュアル等を備え付けること 見読性の確保 : 整然とした形式で明瞭に出力できること 検索機能の確保項目 : 日付・金額・取引先 日付 金額範囲指定 2以上の項目 による条件設定ができること

検索要件のまとめ(規模別要件)

検索要件	売上高1000万円以下の事業者	ダウンロード要求に応じる保存義務者	それ以外の保存義務者
取引年月日、勘定科目、取引金額 その他の帳簿の種類により主要な記録項目により検索できること	不要	日付、金額、取引先に限定	
日付または金額の範囲指定で検索できること	不要	不要	○
二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	不要	不要	○

売上高の判定期間は、個人事業者にあつては電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人にあつては電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいう。

国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる保存義務者

PDFファイルを受けとったときも、検索要件を満たす必要があります

例えば、ファイル名に、日付_金額_取引先.PDFとして保存するか

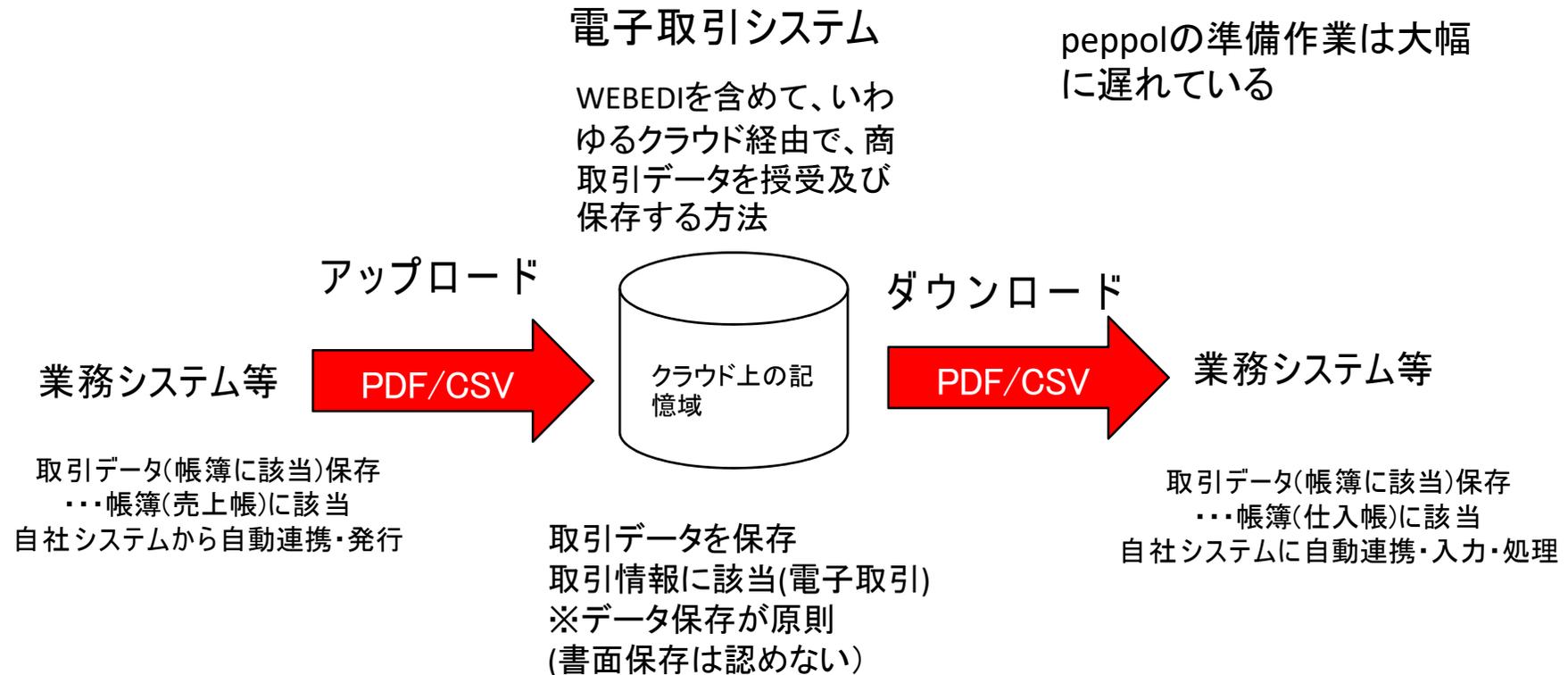
エクセルシートに。PDF管理簿を作り以下のように管理する

日付	金額	取引先名	PDFファイル名	文書種類
2022.1.0	520,000	国税太郎	Mendokusai.PDF	領収証

災害等で管理簿が滅失したときは、速やかに復元すること

電子取引データの保存義務【クラウドを活用した取引書類授受】

このイメージは③訂正削除履歴が保存されるシステムに該当する(電子インボイスPeppolを想定)



措置要件(令和2年度改正により追加された)

3号次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。

イ 当該電磁的記録について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

令和3年度電子帳簿保存法の改正概要(5) 不正行為に対するペナルティ

要件が大幅に緩和されることで、多くの企業において電子データの保存の導入が進むことが想定される。

しかし、その際に注意しなければならないのが不正行為におけるペナルティである。

導入がしやすい要件になる代わりに不正抑止の担保処置として、重加算税の加重措置が課される。

電子データに記録された事項に関して隠蔽または偽装された事実に基づいて申告し、当該データの改ざんが把握された際は、通常課される重加算税の額に10%が加重される。そのため、不正や不備を防ぐ対策や措置がこれまで以上に重要になる。

法令の厳格な執行と罰則の強化

国税関係帳簿書類及び**電子取引データ**について、電帳法の要件に従った保存がされていない場合には、税法上保存義務がある帳簿書類として取り扱わない

- ・青色申告の承認の取り消し(法人税法第127条)
- ・連結納税の承認の取り消し(法人税法第4条の5)
- ・適格請求書等保存義務違反(消費税法)
現行は電子データを印刷したものも可(やむを得ない理由で課税仕入れ可)
…電子帳簿保存法の法令要件を順守した保存が必要

スキャナ保存及び**電子取引データ**の改ざん等により不正計算がされている場合の重加算税を10%加重に賦課・・・重加算税45%

- ・スキャナ保存を行う取引書類データを改ざんして損金計上
- ・電子取引データを改ざんして損金計上

…電子帳簿保存法の法令要件だけではなく適正処理を行う処理プロセスの構築が必要
…電子化により業務効率を図りデータによるモニタリング機能を強化

社内規定で防御しないと、リスクが高すぎる

国は社内規定のサンプルを示している>全関与先に作成備え付けが必要

問41 電子取引等において、「災害その他やむを得ない事情」を証明した場合に保存要件が不要となる旨の規定が設けられていますが、そのような事情があれば、電磁的記録の保存自体不要になるのでしょうか。

【回答】

保存義務が免除されるものではありませんので、電磁的記録の保存は必要になります。

【解説】

規則第4条第3項の規定は、災害その他やむを得ない事情により、保存要件に従って電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合には、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件を満たさなくても保存ができることを規定したものであり、保存義務が免除されているものではありません。

したがって、(検索機能の確保等の要件を満たせなくても)最低限、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しておく必要があり、当該電磁的記録を完全に消失してしまっている場合については、保存すべき電磁的記録の保存がないこととなります。

なお、電磁的記録については、災害等によりデータを保存していたパソコン本体が棄損した場合等、紙に比べてその確認が困難となる場面も多く想定されることから、納税者の責めに帰すべき事由がないときには、単に電磁的記録が存在しないことのみをもって、義務違反を問うことはありませんが、仮に当該電磁的記録が消失してしまった場合であっても、可能な範囲で合理的な方法(取引の相手先や金融機関等へ取引内容を照会するなど)により保存すべき取引情報を復元していただきたいと考えています。

保存されていないので、青申等は取り消すことができると読むべきでしょうね

問 38 自社で使用する電子取引用のソフト等について、電子帳簿保存法の要件を満たしているか分からないのですが、どのようにしたらよいですか。

【回答】

まずは当該ソフトウェアの取扱説明書等で電子帳簿保存法の要件を満たしているか確認してください。また、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下「JIIMA」といいます。）において、市販のソフトウェア及びソフトウェアサービス（以下「ソフトウェア等」といいます。）を対象に、電子帳簿保存法における要件適合性の確認（認証）を行っており、JIIMAが確認（認証）したソフトウェア等については、そちらでも確認することができます。

【解説】

従前は、使用する電子取引用のソフト等が電子帳簿保存法の要件に適合しているかについて、商品の表示等のみ reliant している状況でした。こうした状況を踏まえ、保存義務者の予見可能性を向上させる観点から、JIIMAがソフトウェア等の法的要件認証制度を開始しました。

なお、電子帳簿保存法の保存等の要件には、事務手続関係書類の備付けに関する事項等、機能に関する事項以外の要件もあり、それらを含め全ての要件を満たす必要がありますので注意してください。

メール、複合機のFAX、PDFプログラムは、電子取引用ソフト等に含まれるように読めるが、JIIMAが認証しないと使えないということか。自社開発ソフトは、JIIMA認証をとらないと使用できないということか。

⇒ 取り扱い説明書を整備してください

個人事業者用

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

(訂正削除の原則禁止)

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

業務処理上やむを得ない理由（正当な理由がある場合に限る。）によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存するとことをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(法人の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員(契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。)に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ■■(クラウドサービス)を利用した請求書等の授受
- 四

記載に当たっては子の範囲を具体的に記載してください

電子メール
アマゾンの請求書
モノタロウの請求書……

ご清聴ありがとうございました



発表者経歴(岸田賢次)

東海高等学校卒
慶應義塾大学大学院博士課程修了
名古屋学院大学名誉教授
名古屋税理士会 規律委員会委員ほか多数
旧名古屋税務研究所副部長
元名古屋東法人会理事
公益社団法人私立大学情報教育協会会計学教育FD/ITC活用研究委員会委員長
名古屋東間税会理事
中部イノベーションパートナーシップ協議会議長(中部経済産業局)
中小規模企業の経営基盤強化のためのEDI・基幹業務システムサービスの提供可能性調査委員長(中部経済産業局)
平成23年度次世代高信頼・省エネ型IT基盤技術開発・実証事業委員長
中部地域クラウド利活用調査委員会委員長
中小企業向けクラウド型EDIの普及に向けた自立型ビジネスモデルの構築事業委員長
中部IT経営力大賞審査委員長
一般社団法人SCCCリアルタイム経営推進協議会 理事
元NPO CCC-TIES理事
元名古屋家事調停協会理事
元愛知県家事調停連合会理事
論文「企業倒産の予測可能性ードナルドソン・アプローチからの展開ー」ほか多数
発表“E-Lectures Support System –Nagoya Gakuin University”, Loyola College in Maryland,1999.11.7 ほか多数
TIESネット授業の実施(To札幌学院大学):科目名:会計情報システム 2011.5-2011.8 ほか多数

東海財務局・中部経済産業局認定経営革新支援機関
ファイナンシャルプランナー(AFP)
ITコーディネータ
税理士
岸田賢次税理士事務所所長